

令和7年度版



自転車乗車用 ヘルメット 購入費補助金

令和7年4月1日以降に購入したものが対象です。
(令和7年度内に注文から支払いまで完了しているもの)

★**領収書**の発行を購入店等に依頼してください。詳細については、裏面をご覧ください。

ヘルメットの購入単価がわからない領収書では、申請できません。

★窓口での受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分(年末年始の市役所閉庁日を除く)です。

補助対象者(ヘルメット使用者) ※下記①～④をすべて満たす個人

- ①市内に住所を有している(住民登録している)人
- ②過去に同補助金(他市町村の同補助金を含む)の交付を受けていない人
- ③暴力団員ではない人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人
- ④同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない人



補助対象のヘルメット

安全基準の認証を受けている

『新品』の自転車乗車用ヘルメット

※安全基準が**CEマーク認証**の場合、
「EN1078」と併記されていないものは
自転車用の規格ではないため、
補助の対象外となります。

※未使用品を含む中古品は対象外です。

※オークション、個人間売買、譲渡等は
対象外です。



安全基準をよくご確認ください。
CEマークは特に注意！

＜安全基準＞

SGマーク(一般財団法人製品安全協会の認証)	
JCFマーク((公財)日本自転車競技連盟の認証)	
CE(EN1078)マーク(欧州連合の欧州委員会の認証)	 ※対象はEN1078のみ
GSマーク(ドイツ製品安全法の認証)	
CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会の認証)	

補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の1/2(100円未満切り捨て)

1人1個当たり上限2,000円

※ヘルメット使用者1人につき1個(回)限り(令和3～6年度も含む)

※装飾品や部品等の費用、購入時の**ポイント利用、送料、値引き分は除く**

※補助金予算額に達した場合は終了



補助金の申請から交付までの流れ

(1) 販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。

※領収書には、下の「(2) 領収書」に記載する内容の記入をお願いしてください。



(2) 申請書等を郵送又は窓口で交通安全防犯課へ提出

※郵送の場合 ➡ 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 交通安全防犯課宛て

窓口の場合 ➡ 市役所南庁舎4階

※申請書・請求書は、交通安全防犯課窓口、市ホームページから入手できます。

※購入日から3か月以内に申請してください(期限内必着)。

(インターネット等で購入の場合は注文日から3か月以内)

ただし令和8年3月31日(月)より後には申請できません。

注意

提出書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書(市指定様式)
- (2) 領収書原本(次の内容が記入されているもの)
 - ①申請者又は使用者(未成年者の場合)の氏名
 - ②領収日
 - ③領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)
 - ④購入店
 - ⑤品名・品番(ヘルメットの購入がわかるもの)
- (3) 安全基準の認証が確認できるもの
- (4) 請求書(市指定様式)
- (5) 振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類
(通帳又はキャッシュカードをコピー・印刷した紙)

(2) 領収書 原本

※記入内容を確認してください。

※領収書が無い場合は申請できません。

領収書の発行が可能な方法でご購入ください。

※「領収書」という文言が記載されているもの
をご提出ください。

(レシート、請求書、購入明細書等は不可)

※内容が不足している場合は、それが確認
できる書類等を添付してください。

(3) 安全基準の認証が確認できるもの

※保証書、取扱説明書、カタログの写し等。
(CEマークの場合は、「EN1078」の表記
が確認できるものがが必要です。)

(3) 交付決定通知書が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送します。



(4) 補助金が指定口座に振り込まれます

※申請日から概ね1か月半から2か月後の振り込みとなります。

自転車は、手軽に利用できるとも便利な乗り物ですが、交通ルールを守って正しく走行しないと、加害者にも被害者にもなり得る大変危険な乗り物でもあります。

交通ルールを守って安全に運転することが一番大切ですが、自分を守り、相手を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。また、万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等にも加入しておきましょう。

